

月別売上高が分からないなどの場合、年間売上高を用いて申請することもできます。

P11「協力金支給額フローチャート」【2】の場合（売上高方式）

支給額の計算が必要です。以下を記入して支給額を確定してください。

いずれかに○をつけてください。（令和2年2月29日が含まれる場合は366日）

令和2年又は令和元年の年間売上高計 ① 円 ÷  $\frac{365}{366}$  日 = 令和2年又は令和元年の1日当たり売上単価 ② 円

※ p11「協力金支給額フローチャート」の①～③にあてはめてください。

②で算出された売上単価 × 0.4 = 千円未満切上げ前の支給単価 ③ 円

千円未満切上 → 1日当たり支給単価 ③ 円 ※最大10万円

1日当たり支給単価 ③ 円 × 休業要請等協力日数 ④ 日 = 当該店舗の支給額 ⑤ 円

※様式1-1に記載の日数

上記内容で申請します。

P11「協力金支給額フローチャート」【3】の場合（売上高減少額方式）

支給額の計算が必要です。以下を記入して支給額を確定してください。

令和2年又は令和元年の年間売上高計 ① 円 ÷  $\frac{365}{366}$  日 = 令和2年又は令和元年の1日当たり売上高 ② 円

令和3年9月の売上高計 ③ 円 ÷ 30 日 = 令和3年9月の1日当たり売上高 ④ 円

いずれかに○をつけてください。（令和2年2月29日が含まれる場合は366日）

令和2年又は令和元年の1日当たり売上高 ② 円 - 令和3年9月の1日当たり売上高 ④ 円 = 1日当たり売上高減少額 ⑤ 円

1日当たり売上高減少額 ⑤ 円 × 0.4 = 千円未満切上げ前の支給単価 ⑥ 円

千円未満切上 → 1日当たり支給単価 ⑦ 円 ※最大20万円

※ p11「協力金支給額フローチャート」の飲食部門における1日当たりの売上高減少額が25万円を超えるか確認してください。

1日当たり支給単価 ⑦ 円 × 休業要請等協力日数 ⑧ 日 = 当該店舗の支給額 ⑨ 円

※様式1-1に記載の日数

上記内容で申請します。